第２　停止条件付更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　権利の変更

「一般更生債権弁済計画表（停止条件付更生債権）」（別表８－２）記載の停止条件付更生債権については、停止条件が成就したものにつき、本節第１の２を適用して免除を受ける（この場合、「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）を「一般更生債権弁済計画表（停止条件付更生債権）」（別表８－２）と読み替え、確定更生債権額は条件成就により確定した額とする。）。

本節第１の２の適用にあたっては、「停止条件が成就した日」が「更生計画認可決定確定日」より後に到来する場合には、「更生計画認可決定確定日」とあるのは、「停止条件が成就した日」と読み替える。

２　弁済方法

前述１による免除を受けない金額については、停止条件が成就するまで弁済を保留する。停止条件が成就した場合は、本節第１の３にしたがい、分割弁済する。

この場合において、第７回分割弁済日の３か月前（当該日を含む）までに、停止条件が成就した場合には、停止条件が成就した日以降初めて到来する分割弁済日において、免除後の確定更生債権額のうち、当該分割弁済日より前に到来した分割弁済日における弁済額を合わせて弁済し、停止条件が成就した日が第７回分割弁済日の３か月前（当該日を含む）より後の場合には、停止条件が成就した日から３か月以内に（ただし、第７回分割弁済日以降とする。）、免除後の確定更生債権額全額を支払う。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

１　本更生計画において定める更生債権等の弁済日が金融機関休業日にあたる場合、その翌金融機関営業日をもって弁済日とする。

２　本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において、午前10時から午後４時までの間に行う。ただし、更生債権者等が、管財人に対し、管財人が送付する振込先指定書の記載にしたがって、日本国内に存する特定の金融機関口座への弁済金の振込を求めた場合はこれに従う。この場合の振込手数料は更生会社の負担とする。

３　租税等の請求権は、徴収権者の指定する方法及び場所で納付・弁済する。

第２　弁済の充当

弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、本更生計画に別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第３　更生債権等の放棄、取下げの取扱い

更生計画認可決定日までに更生債権等の放棄又は取下げがあった場合、放棄又は取下げ後の債権額について本章の定めを適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第４　端数の取扱い

本更生計画において特段の定めがない限り、更生債権等への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り捨てとし、免除額の算出にあたっては１円未満の端数は切り上げとする。

第５　切り上げ弁済

①免除後の確定更生債権額が１万円以下の場合、第１回分割弁済日において、免除後の確定更生債権額全額を弁済し、②免除後の確定更生債権額が１万円を超える場合で、かつ免除後の確定更生債権額の各回の分割弁済額が１万円未満の場合には、各回の分割弁済額の合計額が、免除後の確定更生債権額の総額を超えない限度で、第１回分割弁済以降の弁済額を１万円に切り上げて弁済し、免除後の確定更生債権額総額から既払いの弁済額の合計額を控除した金額が１万円以下となった場合（弁済残額が１万円以下となった次回の分割弁済日を「最終弁済日」という。）には、最終弁済日に、弁済残額を弁済する。

第６　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画にしたがって更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第７　譲渡債権等の取扱い

更生手続開始決定後において更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合においても、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の更生手続開始決定時における債権額（ただし、更生担保権にあっては確定更生担保権額、一般更生債権にあっては元本等一般更生債権の額）を基準として適用する。

一部譲渡又は一部移転の場合における債務の免除は、新旧債権者双方が、譲渡又は移転後の債権額に応じて免除額を按分負担し、また弁済額（分割弁済の場合は各回の分割弁済額）を按分取得する。なお、免除額及び弁済額の按分計算の際に１円未満の金額が生じた場合、四捨五入にて新旧債権者に配分する。

第８　繰上弁済

管財人は、この章における分割弁済の定めにかかわらず、本更生計画につき認可決定が確定した後、マイクロンの同意に基づき繰上弁済する予想超過収益金その他資金を得た場合には、最終回の弁済が終了するまでの間の任意の時期に、裁判所の許可を得た上で、何らの違約金その他これに類する金銭の支払いなしに本更生計画に基づく弁済の全部又は一部を繰り上げて弁済することができる。

但し、同順位の債権に関する繰上弁済については、弁済期の早いものから順に充当することができる。

また、当該繰上弁済をする日における①未確定更生債権、②停止条件が成就していない停止条件付債権は、繰り上げて弁済しない。

管財人が繰り上げて弁済する場合、管財人は、裁判所の許可を得た日から３か月以内の日を、その弁済日として定めるものとする。

第９　損害金等

本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第10　外貨建債権の取扱い

外貨建債権については、本更生手続開始決定日のレートとして以下に記載されたレート（仲値である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のＴＴＭを使用する）により円貨に換算した上で、本更生計画の定めを適用し、円貨で弁済をする。

なお、換算後に生じる１円未満の端数は切り捨てとする。

外貨建債権　換算レート

１米ドル　82.73円

第４章　共益債権及びその弁済方法

第１節　支払共益債権及び未払共益債権の内容

更生手続開始決定日の翌日以後平成24年６月30日までに支払った共益債権及び同日現在の未払共益債権の残高は、「共益債権支払実績及び未払残高表」（別表９）記載のとおりである。

第２節　未払共益債権の弁済方法

前述第１節の未払共益債権及び平成24年７月１日以降更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

第５章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生担保権に関する措置

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済をしない。

未確定更生担保権が確定した場合、更生担保権として存在が確定した部分については、第１回分割弁済日に確定更生担保権全額を弁済する。

ただし、未確定更生担保権の確定した日が第１回分割弁済日よりも後に到来する場合には、未確定更生担保権が確定した日の３か月後以内に弁済する。